

大野市店舗形成事業補助金交付要綱

(平成30年3月30日告示第110号)

改正 平成31年3月29日告示第87号

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市機能誘導区域内に点在する空き地、空き家の有効活用及び既存店舗の後継者支援又は女性経営者の活力を引き出し地域の新しい需要を創出することにより、にぎわいと活力ある市街地の形成及び地域経済の活性化に資するため、大野商工会議所又は女性起業家・経営者に大野市店舗形成事業補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店街 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第42条第1項の規定により商店街振興組合がその定款により定める区域をいう。
- (2) 都市機能誘導区域 大野市立地適正化計画で設定される都市機能誘導区域をいう。
- (3) 空き地 引き続き1月以上使用されていない土地（駐車場を含む。）をいう。
- (4) 空き家 引き続き1月以上店舗、事務所又は住宅として使用されていない建物又は建物内の空間をいう。
- (5) 新規出店者 小売店、一般飲食店その他市長が認めた事業（以下「小売店等」という。）を新たに営もうとする者又は都市機能誘導区域外において既に小売店等を営む者で、都市機能誘導区域の空き地又は空き家（中心市街地の境界線に接する空き地又は空き家を含む。）に小売店等を出店しようとするものをいう。
- (6) 後継者 都市機能誘導区域に位置する既存店舗を引き継いだ者又は引き継ごうとする者で、既存事業の継承又は新たなにぎわい創出につながる事業を展開するものであることを大野商工会議所空地空家対策特別委員会（以下「特別委員会」という。）が認めたものをいう。
- (7) 女性経営者 市内で事業を行うもので、市内に住民登録を有する女性及び市内に本社を置き代表者が女性である法人をいう。

(補助の対象等)

第3条 大野商工会議所又は市が補助する新規出店者及び後継者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自ら小売店等を出店する者で、特別委員会が対象事業として認定しているものであること。
- (2) 午前8時から午後7時までの間において、4時間以上営業する者であること。
- (3) 当該出店に係る事業を3年以上継続することが見込まれる者であること。
- (4) 住民票の属する自治体における税その他徴収金を滞納していない者であること。
- (5) 新たに出店して行う事業に許認可等が必要である場合は、必要な許認可等を取得している者又は取得できる者であること。
- (6) 商店街を形成する地区に出店する者は、その商店街に加入し、活性化に寄与するものであること。
- (7) 大野商工会議所の会員企業となり、経営指導を受ける者であること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、大野商工会議所又は女性経営者が事業を行うために必要な経費（消費税及び地方消費税を含む。）のうち、新規出店者又は後継者が開業又は開設するために店舗の改装等を行うための経費とする。

(補助金の額及び補助限度額)

第5条 補助金の額及び補助限度額は、別表のとおりとする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(店舗改装等経費補助金の交付申請手続等)

第6条 大野商工会議所又は女性経営者が補助金の交付を受けようとするときは、店舗形成事業店舗改装等経費補助金交付申請書（様式第1号）に特別委員会が発行する認定証明書（様式第2号）その他必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 大野商工会議所又は女性経営者は、事業が完了したときは、店舗形成事業店舗改装等経費補助金完了実績報告書（様式第3号）、その他必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、補助金交付申請書を受理したときは、大野市補助金等交付規則（昭和57年規則第3号。以下「規則」という。）第6条の規定に基づき補助金の交付の決定をするものとする。

（補助金の支払い）

第8条 大野商工会議所は、店舗形成事業補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第9条 市長は、規則第12条の規定に該当する場合のほか、この補助事業の対象となった店舗を開店した日の翌日から起算して3年以内に廃業したときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 店舗を休業し、引き続き廃業した場合は、休業を開始した日を廃業した日とみなす。

（経営指導報告書の提出）

第10条 大野商工会議所は、新規出店者に対して開業後3年間経営指導を行い、経営指導報告書（様式第5号）を提出しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

（大野市中心市街地店舗再生事業補助要綱の廃止）

3 大野市中心市街地店舗再生事業補助要綱（平成26年3月27日告示第49号）は、廃止する。

（経過措置）

4 この要綱の施行前に、大野市中心市街地店舗再生事業補助要綱（平成26年3月27日告示第49号）により特別委員会が認定している又は公布決定を受けている者に対する補助金の種類、申請手続き等は、なお従前の例による。

（大野市女性起業家・経営者支援事業補助金交付要綱の廃止）

5 大野市女性起業家・経営者支援事業補助金交付要綱（平成27年4月28日告

示第129号)は、廃止する。

(経過措置)

- 6 この要綱の施行前に、大野市女性起業家・経営者支援事業補助金交付要綱(平成27年4月28日告示第129号)により特別委員会が認定している又は公布決定を受けている者に対する補助金の種類、申請手続き等は、なお従前の例による。

附 則(平成31年告示第87号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、大野市店舗形成事業補助金交付要綱(平成30年3月30日告示第110号)第4条第2号及び第3号に規定する補助金の交付決定を受けている者の申請手続き等は、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

補助金の種別	補助対象経費	補助金の額・申請の時期		補助限度額
店舗改装等 経費補助金	(1) 店舗の新築又は 改装のうち、内装工 事、外装工事、給排 水工事、サイン工事 及び電気工事に要す る経費 (2) 店舗運営に必要 不可欠な備品の購入 費用 (3) その他市長が特 に必要と認める費用	事業着手前	女性経営者を除 く新規出店者又 は後継者 補助対象経費の 3分の1以内	100万円
			女性経営者 補助対象経費の 2分の1以内	

年 月 日

大野市長 殿

申請者

印

店舗形成事業店舗改装等経費補助金交付申請書

下記のとおり店舗形成事業を実施したいので、店舗改装等経費補助金を交付されたく大野市補助金等交付規則第5条及び大野市店舗形成事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助の対象となる店舗 店舗名：
住 所：
- 2 補助事業に要する経費 円
- 3 補助金交付申請額 円
- 4 添付資料
 - (1) 事業計画書（別紙1－1）
 - (2) 収支予算書（別紙1－2）
 - (3) 事業費明細書（設計書等）
 - (4) 工事図面
 - (5) 特別委員会の認定証明書（様式第2号）
 - (6) 特別委員会の認定に際して使用した検討資料
 - (7) 住民票の属する自治体が発行する納税証明書
 - (8) その他

別紙 1 - 1 (第 6 条関係)

店舗形成事業店舗改装等経費補助金事業計画書

新規出店者 後継者	
店舗の名称	
店舗の住所	
営業時間	
営業内容	
改装等の 内容	
開店予定日	年 月 日

別紙 1 - 2 (第 6 条 関係)

店舗形成事業店舗改装等経費補助金収支予算書

収入

(単位：円)

	金 額	摘 要
自己資金		
借入金		
補助金		
合 計		

支出

(単位：円)

	金 額	摘 要
店舗工事費		
内装工事費		
外装工事費		
給排水 工事費		
電気工事費		
その他 工事費		
備品購入経費		
市長が特に必要 と認める経費		
補助対象経費 合 計		
補助対象外経費		
総 計		

年 月 日

大野市長 殿

大野商工会議所
空地空家対策特別委員会
委員長

印

認定証明書

下記の事業は、大野商工会議所空地空家対策特別委員会において、対象事業として認定されていることを証明する。

記

新規出店者 後継者	住所	
	氏名	
店舗の名称		
店舗の住所		
営業時間		
営業内容		

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

大野市長 殿

申請者

印

店舗形成事業店舗改装等経費補助金完了実績報告書

店舗形成事業店舗改装等経費補助事業が完了したので、大野市補助金等交付規則第10条の規定により報告します。

記

- 1 補助の対象となる店舗 店舗名：
住所：
- 2 補助対象経費 円
- 3 補助金交付決定額 円
- 4 添付資料
 - (1) 事業実績書（別紙2-1）
 - (2) 収支決算書（別紙2-2）
 - (3) 完成写真
 - (4) その他（経費の支払いを証する書類等）

店舗形成事業店舗改装等経費補助金事業実績書

新規出店者 後継者	
店舗の名称	
店舗の住所	
営業時間	
営業内容	
改装等の 内容	
開店予定日	年 月 日

店舗形成事業店舗改装等経費補助金収支決算書

店舗の名称：

収入

(単位：円)

	金額	摘要
自己資金		
借入金		
補助金		
合計		

支出

(単位：円)

	金額	摘要
店舗工事費		
内装工事費		
外装工事費		
給排水 工事費		
電気工事費		
その他 工事費		
備品購入経費		
市長が特に必要 と認める経費		
補助対象経費 合計		
補助対象外経費		
総計		

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

大野市長 殿

申請者

印

店舗形成事業補助金交付請求書

年 月 日付け大野市指令 第 号で交付決定の補助金について下記のとおり請求します。

記

- 1 補助事業の名称 店舗改装等経費
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助金交付請求額 円

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

大野市長 殿

大野商工会議所

会頭

印

経営指導報告書

新規出店者 後継者	
店舗の名称	
開店日	年 月 日
経営指導日	年 月 日
収支計画の 進捗状況	
指導内容	
指導実施者	